

平成27年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

平成27年9月29日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成27年9月29日(火)午前9時59分 開会

1. 平成27年9月29日(火)午前10時27分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 橋村 誠	2番 高橋敏英	4番 高橋 猛	5番 渡邊秀俊
6番 橋本五郎	8番 伊藤福章	9番 大野忠夫	10番 鎌田 正
11番 安藤 武	12番 澁谷俊二	13番 大山利吉	14番 佐藤文字
15番 八柳良太郎	16番 熊谷隆一		

計 14名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

3番 青柳宗五郎 7番 阿部則比古

計 2名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 松田知己	副管理者 元吉峯夫	消防長 三浦肇
事務局長 堂本義則	消防次長 森川正明	大曲消防署長 相馬健雄	
角館消防署長 齋藤榮二	消防本部総務課長 鈴木良則	介護保険事務所長 藤井直樹	
管理課長 伊藤忠彦	介護保険事務所副参事 久米正	管理課主席主査 奈良ルミ子	
管理課主席主査 九島芳謙	管理課主査 高橋拓樹		

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 高橋拓樹

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 報告第2号 専決処分報告について

(平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号))

(2) 議案第21号 大曲仙北広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第22号 大曲仙北広域市町村圏組合と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について

(4) 議案第23号 平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)

議 長

(橋村誠君)

おはようございます。これより平成27年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。 管理者から招集のあいさつがあります。

管理者

(栗林次美君)

皆さん、おはようございます。本日、平成27年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、補正予算の専決処分報告1件、条例案1件、単行案1件及び補正予算案1件の合計4件であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日は、副管理者であります門脇仙北市長と識見監査委員の坂本監査委員が所用のため欠席しております。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

はじめに、消防関係についてであります。

去る9月20日に開催された田沢湖マラソンでの救急自動車の接触事故についてご報告いたします。

マラソン実施中に傷病者を搬送していた際、対向車線を走っていたランナーが、前のランナーを追い越そうと道路中央側に寄ってきたため、それを避けようとして路肩に停車中の車両に接触したものであります。この事故における怪我人はなく、また、搬送の遅れによる傷病者の症状悪化等はありませんでした。

今後は、このようなことがないよう、安全管理の徹底と再発防止に努めて参ります。

次に、6月臨時議会で議決を頂きました大曲消防署配備の消防ポンプ自動車につきましては、現在、兵庫県の株式会社モリタ^{ぎそう}で艀装を行っており、1月27日までに納車予定であります。また、西分署配備の高規格救急自動車につきましては、10月13日に納車予定であり、その後、高度救命用資機材等の取扱訓練を経て、11月1日正午から運用を開始する予定であります。

次に、消防職員採用候補者登録試験についてであります。上級職につきましては、8月24日及び25日に2次試験を実施し、9月10日に5名の最終合格発表を行っており、出身市町別では大仙市4名、美郷町1名であります。また、初級職につきましては、1次試験を9月20日に実施しており、2次試験を10月29日・30日の二日にわたり実施いたします。

管理者部局の事務職員の採用試験につきましては、9月25日に1次試験の合格発表を行っており、10月15日に2次試験を実施し、10月30日に最終合格発表を行うこととしております。

次に、7月25日に発生した水害についてであります。

当日は、大仙市、仙北市、美郷町に大雨警報が発令され、土砂災害警戒情報が発表

され、消防車両52台、職員延べ141名が出動しております。幸いこの大雨による人的被害はありませんでしたが、建物被害が大仙市で41件、仙北市で22件発生いたしました。特に、大仙市清水では斉内川の堤防の一部が決壊し、3名の方をボートにより住宅から救助しております。

また、9月10日から11日にかけての大雨につきましては、大仙市福見町に避難勧告が出たものの、特に大きな被害はありませんでした。

次に、8月29日に兵庫県神戸市で開催された第44回全国消防救助技術訓練大会につきましては、当広域消防から、はしご登はんの部に1名、ロープブリッジ救出の部に2隊、合わせて3隊9名が出場し、いずれも入賞を果たしております。

次に、斎場関係についてであります。

年次計画で実施しております火葬炉設備の補修工事につきましては、新潟市の施設工業株式会社と工事費1,114万5,600円で契約を締結し、7月1日から9月18日までの間に、南部斎場と北部斎場の耐火レンガの補修や劣化した排気筒の交換を行っております。

また、旧中央斎場の解体工事につきましては、指名競争入札により大仙市角間川町の有限会社丸橋産業と工事費2,538万円で契約を締結し、8月7日から工事を開始し、11月末までには建屋の解体と埋設物の撤去等が完了する計画であります。

次に、介護保険関係についてであります。

平成27年5月分データによる管内65歳以上の第1号被保険者は、4万6,662人であり、要介護認定者数は9,897人、サービス利用者は、8,324人、給付額は約12億3,800万円となっております。

前年同月と比較しますと、高齢者は743人、認定者は96人、サービス利用者は169人、給付額は約60万円のそれぞれ増であります。給付費は4月から実施された報酬改定率平均マイナス2.26%の影響を受け、ほぼ横ばいとなっております。

次に、8月から施行された、一定以上所得者の利用料の2割負担と、施設等利用者の食費・居住費の負担限度額認定についてであります。

利用料が2割負担になるのは、年金収入とその他の合計所得金額が高齢者単身で280万円以上、高齢者2人以上で346万円以上の方々であります。

国では、サービス利用者の約10%の方々が2割負担の対象となると見込んでおりましたが、当管内ではサービス利用者約8,300人の約2.6%にあたる220人程でありました。7月中旬には、要介護認定者全員に利用料が1割か2割かを記載した「負担割合証」を発送しております。

次に、負担限度額認定についてであります。

負担限度額認定は、特養と老健・ショートステイ利用者の食費・居住費が所得額に応じて軽減されるものでありますが、8月に施行された介護保険法の改正により、本人課税と世帯課税は元より、世帯分離をしても配偶者が課税であったり、預貯金が単身者で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は軽減の対象外となっております。7月末までの申請者は2,361人で、そのうち2,242人が認定され、対象外になった方は119人で、うち本改正にともなう配偶者課税による方が

14人、預貯金単身で1,000万円を超えた方が18人、残る87人の方は従前どおりの課税世帯によるものでありました。

対象外になった方からの苦情は殆どありませんでしたが、申請の際、預貯金額の確認のため、通帳を提示することに不満を示す方々が多い状況でありました。

住民の皆様に対しては、この後も懇切丁寧な説明を行い、ご理解をいただけるよう努めて参りたいと思います。

最後に、社会福祉法人水交会関係であります。

かわ舟の里角間川の改築につきましては、この度、建設敷地の地権者との用地交渉がまとまったことから、今次臨時会に、用地取得費を計上しております。

また、法人が今年度事業として実施することとしております、地質調査、地形・路線・用地測量、基本設計等の経費を、当広域からの補助金として交付するため、予算を計上しておりますので、併せてご審議をよろしくお願いいたします。

今後、28年度には用地造成工事及び実施設計、29年度に本体工事を行い、30年度に旧施設の解体工事を予定しております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

(橋村誠君)

これより本日の会議を開きます。

議 長

欠席の届出は、3番 青柳宗五郎君、7番 阿部則比古君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は議事日程第1号をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、8番、伊藤福章君、9番、大野忠夫君、10番、鎌田正君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「平成26年度 例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第4「報告第1号 専決処分報告について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

(堂本義則君)

はい、議長。

事務局長 (橋本誠君)

はい。

議 長 (堂本義則君)

「報告第2号 専決処分報告について」をご説明申し上げます。

事務局長 本案は、かわ舟の里角間川の改築事業において、建設用地を当組合が購入するにあたり、事前に土地表題等の登記業務を委託するために、委託料を増額補正したものであります。

購入しようとしている土地の一部に、境界が明確でない箇所があり、その調査・確定に時間を要するため、早急に業務を開始する必要があったことから、業務に係る経費147万4千円の補正予算を7月16日付けで専決処分させていただいたものであります。

財源は、当組合で角間川更生園を運営していたとき、将来の施設建替のために積み立てていた財政調整基金が約5千万円あり、それを組合が管理保管しておりますので、その一部を取り崩して活用するものであります。

以上、報告第2号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 長 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「報告第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5「議案第21号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

(堂本義則君)

はい、議長。

事務局長 (橋村誠君)

はい。

議 長 (堂本義則君)

事務局長 議案第21号「大曲仙北広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

平成27年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、社会保障・税番号制度が導入されます。

この制度は、住民票を有するすべての方に、個人を識別する番号、いわゆる

マイナンバーを付番し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、行政を効率化し、国民の利便性を高めるものであります。

このマイナンバーを含む個人情報が、一般の個人情報とは別に「特定個人情報」として取り扱われることから、当組合でも特定個人情報の利用に関する規定を整備する必要があるため、条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容としましては、「特定個人情報」や「情報提供等記録」の定義を規定するほか、「特定個人情報や情報提供等記録の利用の制限」、「提供の制限」、「特定個人情報の利用停止請求権」などを規定するものであります。

施行日は、番号法の施行日に合わせ平成27年10月5日からとしております。

以上、議案第21号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

14番 佐藤文子君。

(佐藤文子君))

はい。

議員

私は、議案第21号「大曲仙北広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の制定について、反対討論を行います。

本案は、マイナンバー制度導入に伴い、すべての国民に付番される12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーと社会保障や税、災害対策、そして預金口座や健康診断情報に係る個人情報を特定個人情報として取り扱われることから、特定個人情報の利用等に関する規定を行うものです。

政府はマイナンバー制度について、行政の効率化、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤と説明し、社会保障の手続きを簡略化したり、税の徴収漏れや不正受給防止などに利用するとしております。

しかし、利便性と言っても、年に数えるほどの手続きのうち一部が省略できる程度であって、行政効果においても、税収増2,400億円と見込んでいるようですが、マイナンバー制度導入にかかる初期費用が3,000億円、そして年間維持経費に300億円、民間事業所の負担も含めれば1兆円もかかるといわれております。

このように、マイナンバー制度は、利便性や必要性が乏しい上、莫大な税金と負担をかけ、きわめてプライバシー性の高い膨大な個人情報を国が一元管理をし、利用しようとするものであり、プライバシーの侵害される危険があります。

2つめには、情報漏れや不正の危険が飛躍的に高まり、セキュリティーが万全でないということです。

個人番号を官民が使うという仕組み自体、漏洩の危険を高めるものであり、個人

情報量が増えれば増えるほど、そのリスクは高まります。

マイナンバーでは、個人情報を守る仕組みとなっているかを行政機関、自らがチェックする「特定個人情報保護評価」を行うとっておりますが、少なくとも750自治体が決められた手順で行っていなかったことも判明しております。さらに事業所での準備も相当遅れているといわれております。

以上、マイナンバー制度実施には、なお多くの重大な問題があり、中止を求める立場から反対いたします。そもそもマイナンバー制度導入の狙いは税の徴収強化や、社会保障などの公共サービス抑制にあるのだという風なことを付して反対討論といたします。

(橋村誠君)

他に討論ありませんか。

議 長

(討論なしの声)

これにて討論を終結します。

これより「議案第21号」を採決いたします。

本案は異議がございましたので、起立による採決をいたします。

本案に、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成起立 11名 反対 2名)

起立多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第22号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

(堂本義則君)

はい、議長。

事務局長

(橋村誠君)

はい。

議 長

(堂本義則君)

事務局長 議案第22号「大曲仙北広域市町村圏組合と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について」をご説明申し上げます。

行政不服審査法が改正され、行政処分に係る不服申し立て制度が全面的に見直されております。

この改正により、審査請求を審理・裁決するに当たり、裁決の公平性を確保するため、裁決を諮問する第三者機関、「行政不服審査会」が地方公共団体に設置されることになりました。この第三者機関の構成員となる有識者につきましては、行政実務に明るい弁護士等が想定されるところであります。事件数自体がそれほど多くない地方公共団体においては、人材確保の困難も予想されるところであり、市町村及び一部事務組合での単独での設置は難しい状況であります。

このことから秋田県では県が第三者機関である「行政不服審査会」を設置し、その事務を受託するという方法を検討しているところであり、当組合におきましても、審査請求数や担当職員の確保、審査会委員の確保等を総合的に判断した結果、単独での設置は困難であると判断し、秋田県へ事務を委託したいと考えております。

この事務の委託につきましては、地方自治法において議会の議決を必要とすることから、協議をお願いするものであります。

なお、施行日につきましては、行政不服審査法が公布の日から2年以内に施行することになっており、その施行日と同日としております。

以上、議案第22号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 長

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第22号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第23号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

(堂本義則君)

はい、議長。

事務局長

(橋村誠君)

はい。

議 長

(堂本義則君)

事務局長

議案第23号「平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は1ページから、議案説明資料は7ページとなります。

今回の補正は、民生費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,490万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ28億8,814万4千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページとなります。

歳入6款繰入金2項1目財政調整基金繰入金は2,490万円の増額であり、歳出民生費に計上した補助金と財産購入費の財源として、財政調整基金を取り崩して充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページとなります。

歳出3款民生費1項1目社会福祉法人助成費の補助金は、1,760万円の増額であります。

議案説明資料の8ページに、かわ舟の里角間川の改築事業の事業計画案をお示しておりますが、平成27年度事業としまして、専決処分させて頂いた土地の登記業務

のほか、事業主体である社会福祉法人「水交会」による建設予定地の地質調査、用地測量及び基本設計の業務委託を予定しております。

かかる経費につきまして、当組合から水交会に対する補助金として交付するため、負担金補助及び交付金を増額するものであります。

また、現在、賃貸借している土地及び建設予定地の土地を近隣住民から購入するため、1項2目社会福祉総務費の公有財産購入費に730万円を計上するものであります。

以上、議案第23号についてご説明申し上げました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

(橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第23号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成27年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

議 長